

令和7年度 再生可能エネルギー導入拡大・系統用蓄電池等電力貯蔵システム導入支援事業費補助金

「よくあるご質問」

2025/9/8

No.	カテゴリー	質問内容	回答
1	3者見積	設計、設備、工事をそれぞれ分けて発注する場合に、それぞれについての3者見積が必要でしょうか。	発注単位に応じて、それぞれで3者見積が必要になります。 仮に「設計」、「設備」、「工事」で分ける場合には、それぞれで3者見積が必要になり、見積書としては9者分になります。
2	3者見積	3者見積を行う際の選定理由書の作成にあたって、申請後にSPCを設立する予定の場合、出資者全員の承認が必要なのでしょうか。	主たる出資者が選定理由書を作成してください。出資者全員の承認は必要ありません。
3	スケジュール	公募要領P.18「1-13 事業全体スケジュール（単年度事業）」及びP.26「2-3 事業全体スケジュール（複数年度事業）」で示す、交付申請前における「系統連系申込受付」は何を指しているのでしょうか。	発電設備等系統アクセス手続きにおける「接続検討申込」、「一般送配電事業者からの回答」等を想定しております。 なお、交付申請においては一般送配電事業者等への系統連系申込は必須ではありませんが、系統連系協議の進捗は採点審査の項目の一つとなっております。
4	概算払	公募要領P.25「2-1 複数年度事業の要件」に記載の「概算払」を行うためには何が必要でしょうか。	当該年度における年度末までの補助事業の実績（設計図書、設備購入、対象工事等の出来高等とそれに対応する検収、補助対象経費の支払実績）見込みに基づいて概算払請求書を提出してください。 詳細は採択後に、S I I が別途指示をします。
5	各種手続き	提出書類におけるNo.2-3-4に「見積書（契約単位につき3者分）」とありますが、公募開始前に発行された見積書でも可能でしょうか。	公募開始前に発行された見積書でも申請可能です。
6	各種手続き	公募要領P.8「1-5 補助対象事業者 12）」で示す「省エネ法における特定事業者」でなくても本事業への申請は可能でしょうか。	可能です。
7	交付申請書類	申請者と設備設置場所の土地・建物の所有権者が異なる場合、交付申請時に土地や建物の利用契約等を締結していないと申請はできないのでしょうか。	申請いただくことは可能ですが、当該所有者との交渉経緯がわかる資料を提出してください。
8	採点審査 交付申請書類	公募要領P.36「採点審査 4 -③」について、蓄電システムのレジリエンスに関する項目がありますが、申請するにあたってこれらは必須要件でしょうか。また、3つの基準のうちいずれかを満たしていればよいでしょうか。	必須要件ではありません。 レジリエンスについては、書類を基に判断しますので、3つの基準それぞれに対し書類を提出してください（No.2-1「実施概要書」）。
9	申請者	公募要領P.13「1-7 申請単位」に、「申請単位として1社あたり（共同申請含む）の申請上限数は、補助対象となる設備の種別毎に2件とする。」とありますが、リース事業者にもこの上限は適用されるのでしょうか。	リース事業者にも適用されます。
10	申請者	公募要領P.6「1-5 補助対象事業者」の※5に「使用者とは、補助対象設備を運転、稼働させることにより各種電力市場での取引等の活用を主体で行う事業者をいう。」とありますが、アグリゲーター等の蓄電システムの所有者から業務委託を受けて当該設備を運用する事業者はこれに該当するのでしょうか。	電力市場取引等において決定権を委託元が有していたり、系統連系契約の契約主体である事業者を設備の使用者としており、単に当該設備の実運転を委託され運転・保守等を主として実施する事業者は使用者に該当しません。
11	申請者	設立予定のSPCでの申請を考えています。SPCへの出資者が3社いる場合、申請者は誰にすればよいでしょうか。	SPC設立前であれば、主たる出資者等が主申請者となり、SPC及びその他の出資者を共同申請者としてください。 （下記申請パターンも参照してください） なおここでいう出資者とは、SPCへの持分としての出資をする事業者です（匿名組合員は該当しません）。 申請パターン1 A社（リース事業者・設備所有者）がB社（設備使用者）とリース契約し、主申請者…A社、共同申請者…B社 申請パターン2 A社が出資し、B社（設備所有・使用者）が設立予定SPCとなり、主申請者…A社、共同申請者…B社 申請パターン3 A社（主たる出資者）が出資し、B社（設備所有・使用者）が設立予定SPCとなり、C社が出資し、主申請者…A社、共同申請者…B社、C社 申請パターン4 A社が出資し、B社が出資し、C社（設備所有・使用者）が設立予定SPCとなり、主申請者…B社、共同申請者…C社（A社は申請者ではありません） 申請パターン5 A社（リース事業者・設備所有者）がB社（設備使用者）とリース契約し、B社が出資し、C社（設立予定SPC）となり、主申請者…A社、共同申請者…B社、C社 ※SPCがすでに設立されている場合は、いずれも主たる出資者による確約を前提としたSPCによる単独申請となります（但しリースを除く）
12	申請者	公募要領P.13に「1事業者から2件申請する場合は案件ごとの違い、それぞれの特性を明確化すること。」とありますが、具体的にどこに記載すればよいでしょうか。	No.2-1「実施概要書」内におけるビジネスモデルの記載で違いがわかるようにして下さい。 同時申請している案件を引き合いに出して比較する等の必要はありません。
13	申請者	設立予定のSPCで申請を検討しています。その場合はSPCへの持分としての出資をする事業者全員が、公募要領 P.8「11）温室効果ガス排出削減のための以下の取組を実施できる者であること。」の要件を満たさなければならないのでしょうか。	出資者全員が共同申請者とみなされるので、出資者全員が当該要件のみならず、すべての補助事業者の要件を満たしている必要があります。
14	申請者	交付決定後のSPC設立を予定している場合、出資者や出資表明者等による、補助事業の履行に係る確約書の提出が必要なのでしょうか。	申請時においては暫定的に主たる出資者が申請者となるため、提出は不要です。 事業承継の手続きを行う際に、添付資料9「主たる出資者等による補助事業の履行に係る確約書」を提出してください。
15	申請者	事業期間中における、SPCの出資者及び出資比率の変更は認められないのでしょうか。	公募要領P.6「1-5補助対象事業者」の3）のとおり、有限責任組合員及び匿名組合員を除き、出資者の変更（出資者の追加及び削除）は認められません。 出資比率の変更については特に制限はありませんが、比率変更により、添付資料9「主たる出資者等による補助事業の履行に係る確約書」に名前を記した者が変更となる場合は認められない可能性があります。
16	補助事業完了要件	公募要領P.17「1-11 補助事業期間」における、「③補助対象設備の試運転の完了」は、仮設電源による、補助対象設備（蓄電システム）の全体動作確認でも要件を満たすのでしょうか。	仮設の電源による動作確認でも構いません。仮設電源からの電源引き込みを行った上で、補助対象設備（蓄電システム）全体の稼働の確認を含んだ内容の試運転を実施してください。なお、電池システムの充電電力を使用し試運転を行う場合も可となります。
17	その他	応募者多数等により、公募期間の日程を前倒して受付を締め切る可能性はあるのでしょうか。	公募期間中の申請に対し交付決定を行うため、締切前に申請を打ち切ることはありません。
18	その他	公募要領P.4「1-3予算額」に、初年度の事業規模は約50億円とありますが、今回の公募は50億円分のみで、残りの分は別途で公募が行われるのでしょうか。	本事業の公募は今回実施する1回のみです。よって、この公募の交付決定においては最大400億円（の内数）分の事業を採択します。採択された事業は交付決定日以降に事業を開始しますが、各年度末時点（予定）で補助金の概算払いを受けることができ、その初年度で支払える額の上限が、すべての採択事業者の合計で50億円まで、という意味です。
19	その他	添付資料7「補助事業実施場所における地元調整等の状況説明」とありますが、どのような資料が当てはまりますでしょうか。	交付申請の手引きP.52「√地元等との調整に関する進捗状況や内容（地元等と調整した日付、調整先の担当者等含む）が判るようにすること。√説明会を開催した場合には、説明会を開催したことが客観的に確認できる資料（説明会の開催中の写真等）を提出すること。」に記載のとおり、地元等とのやり取りがわかる議事録やメールでのやりとり等がわかるものが該当します。なお、議事録やメールは、地元等と調整した日付を明示し、やりとりの経緯が分かる状態で提出いただくことと、調整先の担当者等も明示いただく必要があります。また、説明会を開催した場合には、説明会を開催したことが客観的に確認できる資料（説明会の開催中の写真等）をご提出ください。
20	補助対象経費	公募要領P.14「1-9 補助対象経費」に関して、補助対象経費として、現場管理費は認められますでしょうか。	設備設置工事に直接関与する費用（現場安全管理費等）は補助対象経費として認められる場合があります。設備設置工事に直接関与しない費用（一般管理費等）については、補助対象外となります。
21	補助事業完了要件	公募要領P.17で補助事業完了の要件として、①一般送配電事業者との系統連系に係る契約の締結完了（蓄電システムのみ）とありますが、この契約というのは、具体的に何を指していますか。	契約締結とは、連系承諾以降を指します。 ご参考：電力広域的運営推進機関 発電設備等系統アクセスの流れ https://www.occto.or.jp/access/kentou/access_process.html